

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

第1条 医療法人杏林会が開設する訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 本事業は、医療的看護が必要にある者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 訪問看護の従業者は、医療的看護が必要にある者が居宅において安定した療養生活が安心して送れQOLの高い生活を営むことができるよう支援する。

2 訪問看護の実施にあつては、主治医その他保険医療サービスを提供する者との密接な連帯に努めるとともに、関係市町村と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 訪問看護を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	訪問看護ステーション みどり
所在地	熊本県荒尾市増永 2620

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 訪問看護の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

看護師（准看護師）	2.5名以上
-----------	--------

看護師は医師の指示及び治療計画に基づき、治療や処置を実施し、利用者が安心して療養生活が送れるよう、療養上の援助や指導を行う。

（訪問看護の内容）

第6条 訪問看護は、医療的看護が必要にある者が居宅において自立した生活が送れるよう、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、療養上の援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 訪問看護の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日～土曜日 但し、祝日は希望による

休業日 日曜日、12月30日～1月3日

（2）営業時間 平 日：8：30～17：30

土曜日 8：30～12：30

但し、緊急の場合はこの限りではない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 当事業所の通常の実施地域は荒尾市・玉名郡市とする。

（利用料その他費用）

第9条 訪問看護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める診療報酬告示上の額（別紙料金表参照）に個々の負担割合を乗じた額とする。また、通常の実施地域を越えて訪問看護を行う場合は、通常の実施地域を超えた地点から自宅までの距離に応じ、1km 当たり 20 円を交通費として請求するものとする。

2 訪問予定日の午前 9 時までに連絡なく、訪問をキャンセルした場合は提供予定であったサービス額の 10%をキャンセル料として請求する。

（緊急時における対処法）

第10条 訪問看護サービスを提供中に、訪問看護サービスの提供を受けている者に病状の急変

などが生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行い、管理者に連絡する。

当訪問看護ステーションは、利用者又は家族様などから電話などにより看護に関する意見を求められた場合、常に対応出来る体制にあり、必要時は訪問を行う。

夜間及び休日は、訪問看護ステーションで対応出来ない場合は、当番の看護師の携帯電話へ自動転送される体制を取っている。また、緊急を要する場合などは、状態を確認の上、救急車を要請されるようにお勧めし、連絡を取って頂く様に指示をする場合もある。

（苦情処理）

第11条 本事業所は、その提供した訪問看護サービスの提供を受けた者及びその家族等からの苦情に対して迅速かつ適切に対処するために、苦情に関する規程を設ける。

なお、規程については別紙のとおりとする。

（虐待に関する事項）

第12条 本事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図る
- （2） 虐待の防止のための指針を整備する
- （3） 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（秘密保持）

第13条 本事業所の従業者はもちろん、従業者でなくなった後でも、業務上知り得た訪問看護サービスの提供を受けた者及びその家族等の秘密を他へ漏らしてはならない。

（損害賠償）

第14条 本事業所が行う訪問看護サービスの提供中に事故が発生し、よって利用者の生命・身体・財産などへ損害が生じ、その損害が賠償すべきものである場合は速やかにその賠償を行う。

第15条 本事業所は、契約の有効期間中、地震、台風、大雨などの天災、その他やむを得ない事情により訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者及びその家族等に当該サービスを提供すべき責任を負いません。しかし、感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。（熊本県訪問看護ステーション連絡協議会管理者会においてはこのような事態に備え、協カステーション体制を整えています。）

（その他運営に関する留意点）

第16条 従業者の質の向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人杏林会が定める。

＜サービスご利用に際してのお願い＞

（1） お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。

（2） 訪問の際は、ペットをゲージに入れる、リードに繋ぐなどの配慮をお願いします。

- (3) 見守りのカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けて下さい。
- (4) ハラスメント行為、無断での動画撮影、録音、SNS 掲載はなどにより、健全な信頼関係を気づくことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

* 訪問看護利用料金（医療保険）について

令和 6/6/1～

- 1 訪問看護基本療養費（1）…1 回：5,550 円（週 3 日目まで、4 日目～¥6,550）
訪問看護基本療養費（2）…1 回：2,780 円（週 3 日目まで、4 日目～¥3,280）
（同一建物で同一日 2 人までは（1）と同じ、3 人以上、医療保険で訪問した場合）
訪問看護基本療養費（3）…1 回：8,500 円
（*入院中主治医が必要と認める場合の外泊時）
（*厚労省の定める疾患・特別管理加算対象者は 2 回まで可能）
 - 2 訪問看護管理療養費…月の利用初日=7,670 円／2 日目～2,500 円
 - 3 特別管理加算… 2,500 円/月 1 回（点滴、在宅酸素、透析、事故導尿、在宅持続陽圧呼吸療法、人工肛門または人工膀胱を設置、褥瘡処置等の管理など）
… 5,000 円/月 1 回（厚労省の定める疾患、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル使用の場合）
 - 4 24 時間対応体制加算…6,520 円
 - 5 緊急訪問看護加算…イ 2,650 円（緊急訪問の場合のみ加算 14 日目迄）
□ 2,000 円（ 同上 15 日目以降）
 - 6 夜間,早朝訪問看護加算…2100 円 深夜訪問看護加算：4200 円
 - 7 難病等複数回訪問加算…4,500 円（同日に 2 回）8,000 円（同日に 3 回以上）
4,000 円（同一 3 人）7,200 円（同一 3 人）
 - 8 複数名訪問看護加算…4,500 円（訪問看護師 2 名/週 1 回）
厚労省が定める者（難病など、特別管理加算者、特別訪問指示、暴力行為など、身体的理由等、1 人で困難な場合）
 - 9 退院時共同指導加算…8,000 円（退院時 1 回、難病等 2 回）
（特別管理指導加算：2,000 円）
 - 10 退院時支援指導加算…6,000 円（退院当日の訪問看護）,又は 8,400 円（長時間）
- *在宅患者緊急時カンファレンス加算：2,000 円（月 2 回まで）
*在宅患者連携指導加算：3,000 円（月 1 回）
*ターミナルケア療養費：25,000 円（2 回以上訪問時）
*長時間訪問看護加算：5,200 円（週 1 回、特指示、厚生労働大臣が定める者）
- 11 訪問看護情報提供療養費（月 1 回）…1,500 円
 - 12 訪問看護ベースアップ評価表（I）…780 円
（当日キャンセルは料金が発生しますので、前日または当日 9 時迄に必ずご連絡ください）

※保険の種類・割合によって、上記金額の1割又は2割・3割等の個人負担となります。
（「限度額負担割合証」「特定疾患受給者書」をお持ちの方は、ご提出ください。）

請求書は毎月末の〆で計算を行い、翌月10日頃請求・明細書が出来上がり、
10日以降に手渡し・又は郵送となります。

手元に届きましたら窓口へ直接お支払い頂くか、又は契約時に銀行引落としの手続きをして頂きますので、宜しくお願い致します。

不明な点や気になる事がありましたら、遠慮なく事務所、又は当ステーションへ連絡、お問合わせ下さい！

新生翠病院事務所：☎ 65-0525(代表)
訪問看護ステーション みどり
☎ 65-5114

上記の内容について同意致します。

令和 年 月 日

住所

利用者氏名

代理人

（続柄 ）

サービス事業者

医療法人杏林会 訪問看護ステーション みどり 印